その１

事　業　計　画　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 指導要綱 | 事業計画 |
| 適用範囲  （第２条） | 宅地開発事業、住宅建設事業、中高層建築物建設事業のいずれかに該当する事業を行う者について適用する。 |  |
| 建築計画等の説明  （第６条） | 事前協議申出書を提出する前に、近隣関係者に対し、建築計画等を説明しなければならない。 |  |
| 災害の防止等  （第７条） | 災害及び公害の防止、住民の生命及び財産の保護並びに文化財及び自然環境の保全のため、最大の努力を払わなければならない。 |  |
| テレビ電波受信障害対策  （第８条） | 中高層建築物建設事業により、テレビ電波受信障害が生じるおそれのある場合は、事前に調査等を行い、その対策を検討しておかなければならない。 |  |
| 道路  （第１０条） | 事業区域において必要な道路を整備するとともに、事業区域の周辺において、市長が必要と認める道路を整備しなければならない。 |  |
| 排水施設  （第１１条） | 事業区域内の雨水及び汚水が適切に排出することができるよう、放流可能な地点まで排水路等を整備しなければならない。 |  |
| 雨水流出抑制対策  （第１２条） | 宅地開発事業の場合は、雨水の流出を抑制する機能を有する施設を、整備しなければならない。 |  |
| 公園等  （第１３条） | 住宅建設事業で事業面積が３,０００平方メートル以上の場合は、事業区域内に事業面積の３パーセント又は１５０平方メートルのいずれか大きい面積以上の公園等を、整備しなければならない。 |  |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

その２

事　業　計　画　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 指　導　要　綱 | 事　業　計　画 |
| 緑化の推進  (第１４条) | 稲沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、緑化に努めなければならない。 |  |
| 給水施設  (第１５条) | 事業区域に給水するため水道施設を必要とするときは、事前に水道事業の管理者の権限を行う市長と協議しなければならない。 |  |
| 消防水利施設等  (第１６条) | 消防水利施設等について、事前に消防長と協議し、設置しなければならない。 |  |
| 安全施設  (第１７条) | 防護柵、カーブミラー、交通安全灯等の安全施設を、設置しなければならない。 |  |
| ごみ集積場所  (第１８条) | 住宅建設事業の場合は、可燃ごみ等の集積場所を、設置しなければならない。 |  |
| 駐車場  (第１９条) | 住宅建設事業の場合は、計画戸数1戸につき1台以上の駐車場を確保しなければならない。 |  |
| 集会施設  (第２０条) | 住宅建設事業で建設計画戸数50戸以上の場合は、集会施設を設置しなければならない。 |  |
| 財産の帰属  (第２１条) | 公共公益施設は、市に帰属するものとする。 |  |
| その他 |  |  |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。